

政府緊急事態宣言発出に伴うきっぷの取扱いについて

4月7日に政府より緊急事態宣言が発出されたことを受け、定期券・回数券のご利用を見合わせるお客さまに対しては、以下のとおり払いもどしをいたしますので、大船駅定期券窓口（営業時間7時～21時30分）へお申し出ください（回数券は湘南江の島駅でもお取り扱いいたします）。

I. 「通学定期乗車券※（大学生等相当の通学定期乗車券を除く）」の取扱い

※ 当該通学定期券の有効期間中に2020年2月28日を含むものに限る

2020年4月以降においても各自治体により休校期間の延長の措置がとられています。これに伴い、通学先の学校が休校となったため、対象となる通学定期券を払いもどしされるお客さまについては、特例により、**2020年2月28日以降の最終登校日を最終使用日とみなして1カ月単位で計算した額を払いもどし（所定の手数料がかかります）いたします。**ただし、それ以降に当該通学定期券（PASM定期券についてはチャージのご利用も含む）を使用した場合は対象外となり、最終使用日に払い戻しのお申し出をされたとみなします。

この取扱いは緊急事態宣言による緊急事態措置期間の最終日の翌日から1ヵ年以内であればお受けいただくことが可能です。**なお、進級により4月以降に有効な通学定期券をあらためて購入されるお客さまは、新たな定期券をお買い求めの際に払いもどしの取扱いをあわせてお手続きいたしますので、当該通学定期券と通学定期券購入兼用証明書又は学年（在学期間）が確認できる学生証をご持参のうえ、大船駅定期券窓口にお申し出ください。** 駅窓口の混雑防止に、お客さまのご理解とご協力をお願いいたします。

II. 「通勤定期乗車券」または「I以外の通学定期乗車券」の取扱い

通勤定期券または大学生等相当（大学・短大・専門学校等）の通学定期券及びI.以外の小中学校、高校、特別支援学校に通学する定期乗車券を払いもどしをされるお客さまについては、2020年4月8日以降当該定期券をご利用になっていない場合、特例により2020年4月7日に払いもどしのお申し出をされたものとみなして、1ヵ月単位で計算した額（当該定期乗車券の使用開始後7日以内の場合はご利用日数分の往復運賃を差し引いた額）を払いもどし（所定の手数料がかかります）いたします。ただし、2020年4月8日以降に当該定期券を使用した場合は、その最終使用日に払いもどしのお申し出をされたものとみなして取り扱います。この取扱いは、緊急事態宣言による緊急事態措置期間の最終日の翌日から1ヵ年以内であればお受けいただくことが可能です。

III. 「普通回数乗車券」の取扱い

普通回数乗車券（通学用割引普通回数乗車券を含みます）を払いもどしされるお客さまについては、旅客営業規則に定める所定の計算方法により算出した額を払いもどし（所定の手数料がかかります）いたします。このとき、当該普通回数乗車券の有効期間を経過した場合であっても、特例により2020年4月7日に払いもどしのお申し出をされたものとみなして払いもどしをいたします。

普通回数乗車券の払いもどし額の計算方法

払いもどし額＝発売額－使用済枚数分の当該区間の普通運賃－手数料220円

払いもどし額の計算例

- 大船⇄湘南町屋間（大人片道普通運賃：180円）の大人普通回数乗車券（有効期間：2020年4月10日まで）のうち、11枚中5枚を緊急事態宣言の発出に伴い使用しなかった場合。
⇒有効期間終了後であっても、2020年4月7日に払いもどしのお申し出があったものとみなして払いもどしをいたします。

$$1,800\text{円（発売額）} - (180\text{円} \times 6\text{枚}) - 220\text{円（手数料）} = 500\text{円（払いもどし額）}$$

同区間の普通運賃 × 使用済枚数

新年度における通学証明書等の取扱いについて

●通学が制限されていること等を事由として、次のいずれかに該当する場合は、通学区間と在学の確認ができた場合に限り、**当該通学証明書等の有効期間の延長がなされているものとみなして通学定期券を発売いたします。**

(1) 新年度に有効な通学証明書の発行若しくは証明書（通学定期乗車券購入兼用証明書を含む）の更新または有効期間の延長を受けていない場合

(2) 既に交付を受けた通学証明書の有効期間内が満了した場合

●学生証及び通学定期券購入兼用証明書に貼付する写真については、当面の間省略を可能といたします。